

A study on the reformation of the feudal School "Meirindo" of Feudatory Kaga (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Komatsu, Shukichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00005277

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



加賀藩明倫堂の学制改革(一)

小 松 周 吉

まえがき

わが国における近代的な国民教育制度は、明治五年(一八七二)の学制頒布によって発足したが、学制の内容は、欧米に発達した近代学校制度の文字通りの形態移植であった。移植された学校制度は、明治一〇年代の自由民権運動という経済的政治的要因の規制のもとで反動的な修正をうけ、やがて小学校令(一八八六)及び新小學校令(一八九〇)によって、天皇制の臣民教育体制が確立することになる。

ところで右の場合、欧米の学校制度の形態移植を可能にしたその土壌は、いうまでもなく徳川幕藩体制下に発達してきた藩校や寺子屋その他の教育機関の存在と、それらによる武士や庶民の教育に関するさまざまな経験の蓄積であった。そしてその同じ土壌が、明治一〇年代における教育制度の反動的修正を可能にしたのである。

この点を石川県についてみると、明治三年(一八七〇)加賀藩明倫堂の学制改革を契機として金沢に一一校の小学所が設立され、同五年には、これが石川県全域に拡大されて区学校の設立をみるにいたり、この区学校が学制による小学校へと発展していったのである。

そこで石川県における近代学校の成立と発展の過程を明らかにするために、まず明治三年の加賀藩明倫堂の学制改革と金沢小学所の成立、その区学校への発展の過程を明らかにする必要がある。と

ところで明治三年の加賀藩明倫堂の学制改革をうながしたものは、もちろん維新政府の新政策、とくに各藩を対象にした封建体制解体政策であるが、同時にその学制改革を可能にしたものは、幕末期とくに天保期以降の明倫堂の学制改革によって生み出された教育近代化の諸要素の蓄積であったと考えられる。そこで本研究では、天保期以降の明倫堂学制改革を分析し、そこにどのような学校近代化の要素が見出されるかを明らかにし、明治三年の明倫堂学制改革の研究の前提を準備するのが目的である。そのさい学校に関する身分制的規制の緩和、初等教育段階の確立過程、教育内容における近代科学的導入の三点についてとくに注目していきたい。

なお本研究の一部として明倫堂の設立と享和期及び文政期の学制改革についての研究をまとめてみるとかなりの分量になり、天保期の学制改革についての研究の分と合せると所定の分量をはるかに越えるので、今回の発表は文政期までの分に止め、天保期の分は次回に発表することとした。

一、明倫堂の設立と四民教導

(一) 明倫堂の設立

加賀藩の明倫堂が設立されたのは、第一一代藩主前田治脩(はるなが)(延享二年〔一七四五〕—文化七年〔一八一〇〕)の治世、寛政四年(一七九二)二月のことである。しかし学校造営の計画は、第五代藩主

前田綱紀（寛永二〇年〔一六四三〕—享保九年〔一七二四〕）の時代に始まる。

綱紀は、単に加賀藩主歴代を通じてばかりでなく、数ある近世諸大名のなかでもまれにみる名君であったといわれる。すなわち前藩主から継承した課題である改作法を完結して土地及び租税制度を確立し、また長家（外様の老臣）領鹿島半郡を接収して藩政の統一と領主権の集中を完成した。また職制についても、大年寄（大老ともいう）・年寄役（家老ともいう）・若年寄をもって御用部屋を構成し、これを最高政庁とする藩主親政の体制を確立した。

さらに注目すべきは綱紀の文教政策である。綱紀は、儒学・和学・本草学など多方面にわたって多数の学者・文人を招祿しているが、なかでも儒学の松永永三、木下順庵、五十川剛伯、室鳩巢、国学・神道の田中一閑、本草学の稲若水などはその最も著名なものである。ときの將軍はこれまた好学の綱吉であったから、綱紀はよくその講筵に列するとともに、しばしば大学・論語などを講じて將軍を感嘆させたといわれている。

綱紀の文教政策のなかで最も高く評価されているのは、新井白石が「加州は天下の書府なり」とうらやんだ図書の収集である。数人の書物奉行をおき、朝廷・幕府・公卿・大名、その他各地の古社寺・諸名家・蔵書家に書物調奉行を派遣して、和・漢・洋にわたって良書を求めさせた。また綱紀は愛書家であると同時に研究者であり、その著作も、桑華字苑・神笈叢書・歴代叢書・大明律書資講・南朝実録・加越能名蹟記など一二二部に達している。

綱紀は、寛文八年（一六六八）五十川剛伯を明儒朱舜水に託してその教学の法を研究させ、他日の学校開設に備えたといわれる。さらに元禄四年（一六九一）二月、かねてから意図していた「大願十事」を「改書」して自らその志を励ましているのであるが、その大願の第九に「先聖殿並学校造営事」をあげているのである。

このようにして綱紀には学校創設の計画があり、しかも彼の行政的手腕と、多数の学者・文人の招祿、和・漢・洋にわたる多数の書籍の集積という条件を合せ考えると、この計画実現の可能性は十分であった。しかし彼の時代には、学校造営の事業は遂に着手されなかった。

ついで第一〇代藩主前田重教（寛保元年〔一七四一〕—天明六年〔一七八六〕）も、綱紀の意志を継承して学校造営を意図していたことは、寛政三年（一七九一）六月のつぎのような治脩の親翰によって明らかである。

六月廿三日左之通御親翰被渡下

泰雲院殿（第一〇代藩主前田重教一筆者）学校被仰付候思召有之候処、其内御逝去被成候。其後手前も思召之通申付度存居候へども、入用等心当も無之、空敷打過候。今般新井白蛾召出候上者、学校作方等及僉議、過分入用もかかり不申候はゞ、右思召を継学校申付、白蛾儀弥人品宜候へば、学頭に可申付内意に候間、此段先為心得申聞置候条、各兼而夫々しらべ置、追々可被相窺事。

同時に右の親翰によって、治脩が、新井白蛾を招聘して学校の組織を立案させ、もし多額の経費を要しないならば学校造営に着手し、白蛾に学頭を命ずることを内定していたことが明らかである。こうして明倫堂は寛政三年一〇月着工して翌年三月二日治脩親臨して開校の式をあげたのである。

（二）四民教導と加賀藩の身分制

開校にさきだつ閏二月六日、治脩は諸士及び庶民に対しつぎのように就学を勧奨している。

為四民教導、泰雲院殿学校可被仰付御内意候処、御逝去に付、今般右思召を継文武之学校申付候。依之新井白蛾儀学頭申付、其外諸芸師範人等右用追々可申付候条、諸士は勿論町・在之者迄茂、志次第学校へ罷出習学可仕候右之趣一統可被申渡事。

寛政四年閏二月六日

御朱印

今般御書立を以被仰出之趣写相違候条、拜見候而奉得其意、志次第学校へ罷出、習学可仕事。右之趣被得其意、組・支配之人々へも可被申聞候。組等之内裁許有之人々者、其支配へも相違候様被申聞、尤同役中可有伝違候事。

壬子閏二月⁽⁵⁾

ここには、学校の目的が「四民教導」のためとうたわれている。四民とはいうまでもなく士・農・工・商の身分を指しているが、「四民教導」とは、そのような身分制を超えて学校が士民平等に解放されることを意味したのであろうか。

幕藩体制のもとにおける身分制は、領主的土地所有を土台として成立する領主(武士)対農民の階級関係を階級対立として露呈せしめないために創出された政治制度である。その意味において身分制は幕藩体制の政治的根幹であるといえる。したがって幕藩体制下の藩校において、もし四民がその身分制から解放されて平等の教育を与えられるとすれば、それは大きな矛盾である。しかし他方、学校の近代化が、学校における教育内容・就学関係・教師と被教育者の関係などの身分制からの解放ということを不可欠の条件としているとすれば、上記のごとき藩校における矛盾は、それ自体藩校近代化の過程を示すものにほかならない。

では明倫堂における「四民教導」の実際はどのようなものであったのだろうか。それは近代化の過程を意味するものであったのである。それを明らかにするために、明倫堂の一月間の学習課程表である「毎月習学之割」をみる必要があるが、その予備知識として、加賀藩家臣団の身分制について概略知っておく必要がある。

加賀藩の家臣団は、家格の上では藩主に直接拜謁できる「お目見」以上(御昵近の侍)と「お目見」以下にわけられ、前者は封禄として知行地が与えられたが、後者は多くの場合現米で支給される扶持米取りであった。

まず「お目見」以上のうち、家格の最も高く封禄の最も多いものに八家がある。本多・横山・長・村井・前田両家及び奥村両家がこれであり、その禄高は一五、〇〇〇石から、五〇、〇〇〇石までであった。八家は大年寄の職に任ぜられ、そのうち七人はつきに述べる人持の士を七隊に分けて、各一隊の将に任ぜられた。その他八家は、公儀御用・金沢及び小松城代・勝手方御用主附(藩の財政担当)・学校方御用主附・海防方などに選任された。

八家につぐものは人持組である。その数七〇家を数え、禄高は一、〇〇〇石から一四、〇〇〇石までであった。人持中より年寄と若年寄が選任され、大年寄とともに最高政庁である御用部屋を組織し、藩の政令はすべてここから発せられた。年寄及び若年寄はそれぞれ三人で、小松城代・学校方御用主附・勝手方御用主附は人持からも選任された。その他小松城番・御寺方名代・江戸御留守居・寺社奉行・公事場奉行・御奏者番・大横目・出銀奉行・定火消・所々請取火消などはみな人持の士から選任され、御算用場奉行・御近習御用・魚津在住・今石動、水見、城端支配などもまた平士からともにも人持の士から選任された。

人持につぐものが平士である。平士は人持組につぐ士分の大部分で、禄高は五〇石から二、〇〇〇石まででおよそ一、四〇〇余家もあった。平士は定番馬廻・馬廻・小将・組外の諸組に分かれ、小將(他藩の小姓にあたる)はさらに大小将・表小將・奥小將に分かれていた。さらに平士に準ずるものに新番組(新番歩)があり、儒者・医者・茶道頭・坊主頭もまた平士並の待遇をうけた。

平士から選任される勤役の主なるものは、諸頭及び組支配(定番頭・定番頭並(御近習御用)・御馬廻頭・御馬廻頭並・御小將頭・魚津在住・今石動、水見、城端・新番頭・御歩頭・御持筒頭・御持弓頭など)、頭分兼役及び臨時職支配(御算用場奉行・御近習御用・御近習頭・学校方御用・御射手裁許など)、諸士諸奉行(御領地

方御用・改作奉行・御武具奉行など）、遠所奉行（小松町奉行・高岡町奉行・魚津町奉行など）、諸場御横目（公事場御横目・御算用場御横目など）、その他御勝手方御用、江戸御広式御用人、三十人組頭、御茶道頭、御坊主頭などの諸役である。

つぎに「お目見」以下ではまず与力がある。与力はその所属により、本組・明組・諸組附・遠所附・寄親附などがあつた、つぎに歩であるがこれには定番御歩と六組御歩があつた。「お目見」以下には、そのほか算用者・料理人・細工者・同心・足輕・坊主及び武家奉公人である仲間・小者などがあつた。

さて以上が加賀藩家臣団における家格と身分の概略であるが、このような複雑な身分制は明倫堂の規程や学習課程の上にとどのよう反映しているのだろうか。

（三）明倫堂の教育内容と出席者

寛政四年六月制定された明倫堂の「定」⁽⁷⁾及び「毎月学習之制」⁽⁸⁾はつぎの通りである。

定

一、父子有親。君臣有義。夫婦有別。長幼有序。朋友有信。学校のおしへは此五倫に止りて、人々其身に行ひ、各其職分のなすべき事をおこたらずつとめはげむべき事。

一、師長に被仰付候人々は、其役不輕候へば、先其身を正しく心得教導すべし。学徒志之淺深、才器之甲乙にしたがひ、ねむごころに示諭すべし。仮令不器の徒たりとも、丁寧に教諭すべし。然れども強而おしへに不従の輩は学校御役人へ可相違事。

一、習学之輩は貴賤となく、学頭・助教等之教導に従ひ、無怠情勤學し、各其職分を全く心懸候儀肝要たるべき事。

一、講習は聖經賢伝を本とし、諸賢諸儒正説をも兼読し、又本朝先哲の書も其正しきを撰て用ゆべし。異端邪説等、聖經に害あるの書は一切禁ぜられ候。此外歴史・諸子・詩文集等之得手にしたがひ会読等すべし。和学・

天文・歴史・算法・医学等は別に其師を被仰付事。

一、諸生を御養被成候は、三年にて学業上達不仕者は学校を出すべし。師長の教に不従者、三年に不満とも指置まじく候。若今暫相學び学業すすみ可申程之者は、三年を通過候とも御養ひ可被成候。尤毎年諸生之学業等考へ試み、相應え賞罰あるべき事。

一、愆而礼義正敷心得、言語進退着座之次第等急度慎べき事。

一、講書聽聞中居眠り、或無益雜談、或無用に座を立、或扇つかひ等堅く仕まじき事。

一、師長之優劣、講述之善惡批判仕まじき事。

一、才器学力有之とも、無礼緩怠之所行候者学校を出すべき事。

一、不忠不義之輩、其断なくみだりに学校へ入候者、早速しりぞけ可申候。若先非々を悔、習学相望者は、其実情をとくと見届教導すべき事。

一、学頭 一人

経伝を講じ、学者を教導し、学徒才徳之考試・課程等を可掌事。

一、都講 一人

助教・読師等講述之当否を論じ、暨学校之法式等をただすべき事。

一、助教 七人 諸生之多少により増減あるべし

諸書を講述し、諸生等教導、学頭之助をすべき事。

一、読師 八人 前に同じ

句読を授け、手迹を学ばせ、幼学之指南第一にいたし、且又講述もすべき事。

一、諸生之内より毎日二人順番をたて、講堂等之掃除、筆硯等之飾、且又火之元等をも見廻るべき事。

毎月習学之制

朔望 四時より医学・本草学

二七講日、朝四時夕八時

一番 二日 朝大学章句、夕論語

二番 七日 朝古易断、夕孟子

三番 十二日 朝小学、夕孝經

四番 十七日 朝大学章句、夕論語

五番 二十二日 朝古易断、夕孟子

六番 二十七日 朝小学、夕孝経

三八和学等、朝五半時夕八時

三日 朝令、夕算学

八日 朝和学、夕礼法

十三日 朝天文・歴史

十八日 朝礼法

二十三日 朝天文・歴史、夕算法

二十八日 朝和学、夕令

四九課日

十五日之外五・十 朝五半時より八時迄習学

一・六 朝五半時より八時迄習学

まず明倫堂の教育目標についてみると、それは「定」の冒頭に「学校のおしえは此五倫に止りて」とあるごとく五倫道德の実践にあつた。したがって教育内容は、「毎月習学之割」にみられるごとく儒学に重点をおき、これに和学・律令・天文学・曆学・算学・礼法・医学（漢医）・本草学を加えている。このうち儒学は朱子学を奉じていることは、明倫堂に朱子の白鹿洞院揭示の榜を掛けていることから明らかである。「定」のはじめにかかげられた父子有_レ親以下の五倫は、この白鹿洞書院揭示冒頭の「五教之目」であることはいうまでもない。なお寛政六年、明倫堂では経書の訓点について四書は閻斎点、五経は後藤点と統一されている。朱子学が身分制イデオロギーであることからして、これが藩校の中心にすえられることは当然であった。

つぎに四書・五経の素読を修了したものに会読（輪講）を課したが、その定日を課日といつたのである。「毎月習学之割」にある「四九課日」がこれである。「定」に「此外歴史・諸子・詩文集等之得手にしたがい会読すべし」とあり、また寛政四年六月の「時間割覚」のなかに、「毎月六日程課日を相極置、歴史之会読、且詩文章之類を相勤、是を以、才学之すゝみを相試可_レ申候事」とあるか

ら、歴史や詩文についての会読が行なわれるはずであった。しかし会読の出席者について、また会読が実際にどの程度行なわれたかについては不明である。もともと朱子学派は教育方法として講釈（講書）を重視したが、この講釈中心の教育方法に反対して会読を重視したのは古学派の荻生徂徠であった。してみると創立当初の明倫堂の諸規程が、会読について立ちいった規定をしていないのは、朱子学を奉ずる立場のあらわれであったのかも知れない。
なお「毎月習学之割」のなかの「五・十」及び「一・六」の日の習学は素読の学習を指しているものと思われる。
つぎに寛政四年六月一四日の「覚」によると、講日の出席者の身分に応じた区分はつぎの通りである。

覚

講日一番（二日） 朝 人持頭分并子弟共、御近習ノ面々朝夕ノ内勝手次第罷出候事。

夕 御小將六組并子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者次ノ講日可罷出候事。

講日二番（七日） 朝 御馬廻六組并子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者当日夕可罷出候事。御近習ノ面々朝夕ノ内勝手次第可罷出候事。

夕 二日御用等ニテ不能出人持頭分暨御馬廻四組并子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者次之講日朝可罷出候事。

講日三番（二日） 朝 御馬廻二組并子弟共。定番御馬廻六組子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者当日夕可罷出候事。

夕 定番御馬廻二組并子弟共。組外四組并子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者次之講日朝可罷出候事。

講日四番（一七日） 朝 寺社奉行支配之平士・御射手・御異風・御医者・新番組・御歩暨右子弟、并諸小頭・与力暨子弟共。但御用等ニテ難罷出面々者、当日夕可罷

出事。

夕 御歩并御歩並暨子弟共。但御用等ニテ難罷出面
々者次之講日朝可罷出事。

講日五番（廿二日）

朝 陪臣・給人等暨子弟共。

夕 足輕・坊主・小者・暨子弟共。

講日六番（廿七日）

朝 町在之者。

夕 此所明置敷多候テ残候分等其節相加可申候。

朝四時揃夕八時揃

このように講書の聴聞人は、人持・頭分より足輕・小者あるいは陪臣にいたるまで、藩士の身分に従ってその出席すべき講日はつきりときめられていた。そのため講書は月一回行なわれているが、各人が聴聞できるのはわずかに月一回に過ぎない。しかもそれは成人と未成年者の同席しての聴聞である。してみればこの講書は、未成年者を対象としてその發達を促がす教育活動というよりは、むしろ成人を対象とした教養活動、つまり成人講座であったということが出来る。その点で明倫堂の講書は、昌平坂学問所が幕府直參の諸士を対象にして行なった「御座敷講釈」に近いものということが出来る。

つぎに「町在之者」に対して講書聴聞が許されたのは、いうまでもなく月一回だけである。しかもこの場合の「町在之者」は庶民一般ではなく、町在の役人層を指しているものようである。前述した治脩の「為四民教導云々」の就学勸奨の達が出されたさい、「能州四郡御扶持十村中」に対し「右之通（治脩の就学勸奨の達―筆者）申来候条、得其意、罷出度者有之候は、日限迄可書出候」と達せられている。十村とは他藩という大庄屋のことで、農民身分ではあるが藩行政の在村末端機関であった。講書聴聞を許された「町在之者」とは、この十村層の庶民であったと考えればほぼ間違いないであろう。

このようにみると、「為四民教導」を目的とした明倫堂も、

けつして身分制を超えて四民に解放された学校ではなかった。それはあくまで藩士を主たる対象として、身分制道徳たる五倫の実践をめざし、「各其職分のなすべき事をおこたらずとめはげむべき事」を教導する教化機関としての性格の強い学校であった。したがって講書聴聞の日割など学校運営全般が、身分制によって厳しく規制されることは当然であった。そしてこのような身分制学校は、近代的教育観の成長をはばむことになる。なぜならば、対象の無限の可能性を前提とする近代教育観と、人は天理によってその分限が定められているとする朱子学的身分制観とは相容れないからである。

つぎに儒学以外の和学・天文学・算学・医学などについての学習とその定日は、それぞれ稽古及び稽古日と呼び、儒学の場合の講書聴聞及び講日と区別した。その稽古日の出席者について、講日の場合のように身分的制約があったかどうか不明である。

明倫堂では素読・講書（講釈）・会読という教育方法が採用されている。「この時代（江戸時代―筆者）中期までの通念では、学校は学問の府であったから、学問への準備にすぎない素読教育は、学校にとつては第二義的な、附属的な仕事でしかなかった。」⁽¹³⁾といわれているが、明倫堂における素読の地位も、まったく第二義的なものであった。ところが昌平坂学問所の場合は、幕末期には素読所・復習所・初学所という一連の初等教育段階の組織化が進行している。明倫堂の場合、幕末期以降にいたってこのような初等教育機関への發達の過程がみられるかどうか、またそれを可能にする条件は何かを明らかにすることは、本研究の重要な課題の一つであるが、これらの点については享和期以降の学制改革の分析のなかで逐次ふれていきたい。

（四）明倫堂設立の歴史的背景

さて、明倫堂の造営が着手された寛政三年（一七九一）は、綱紀

が「大願十事」を「改書」して学校造営の意図を示した元禄四年（一六九二）から数えて百年目であった。綱紀がはじめて計画した学校の造営が百年を経過してようやく実現したということは、何を意味しているのであろうか。すでに述べたように、綱紀の時代、学校造営のための諸条件はかなり整っていた。問題があるとすれば藩財政の問題である。では藩財政の上からみて元禄期と寛政期とはどんな違いがあるのだろうか。

元禄期は加賀藩史の上では創始期につぐ恢弘期といわれる時代に属するが、藩財政は窮乏への歩みを一歩も二歩も踏み出していた。延宝期（一六七〇年代）には諸士の負債総額二〇、〇〇〇貫目に達し、延宝四年（一六七六）には、藩は一五か年賦無利子の貸銀を許さねばならなかった。また明暦元年（一六五五）江戸の本郷邸に大修築をほどこして壮麗な邸宅に仕上げ、さらに元禄一五年（一七〇二）には、將軍綱吉の御成りを迎えるために、本郷邸に棟数四八、建坪三、〇〇〇坪という広大な御成御殿を建築している。こうした大消費はとも藩財政でまかないきれぬものではなく、当時国元・江戸・京都の商人から元利二二、〇〇〇貫目の借銀をしなければならなかった。

また宝永四年（一七〇七）の風水害、正徳二年（一七一二）の虫害による米の減収も大きかった。その上、元禄三年（一六九〇）三月金沢大火、同一六年（一七〇三）十一月江戸大火、宝永六年（一七〇九）三月金沢大火、正徳六年（一七一一）三月江戸大火とあいっいで火災に見舞われている。元禄五年（一六九二）から同八年までの、幕令による高山出兵による失費もある。こうした災害や出兵のために藩の借金も増大し、元禄一六年（一七〇三）には元利合計二二、一八四貫となっている。

このように綱紀の時代藩財政はかなり苦しい状態にあったことは確かである。しかしこのときまだ金沢城中には藩祖利家以来蓄積さ

れた貯銀が一〇万貫もあったという。また借銀の途もあった。だからこそ上記のような大消費も可能であったのである。したがって財政面からみて学校の造営がきわめて困難であるというほどの状態ではなかった。

これに対し寛政期はどうであつたらうか。元禄期以降藩財政は苦しくなるばかりで、借金は鰻上りに増大した。その対策として重教の宝暦五年（一七五五）銀札を発行したが、これが物価高をひき起して交易・金融は大混乱に陥り（宝暦の銀札くずれ）、その後始末のために藩財政はいっそう行き詰った。治脩の天明五年（一七八五）には、借金米高、国元・江戸・京都合せて、銀一、七三〇貫、金一八二、八〇〇両、米三四四、四〇〇石に達している。こうした藩財政の窮乏を切りぬけるために、非常処置としてとられた方策が借知である。借知は宝暦六年（一七五六）からはじめられたが、寛政六年（一七九四）から文化六年（一八〇九）の間にも一割半以下の借知が行なわれている。

一方このような藩財政の行き詰りを打開する方策として、治脩の安永七年（一七七八）産物方が設置された。江戸時代中期以後、国産の奨励と藩の専売によって新財源を確保しようとして設けられたのが各藩の産物方や国産会所であり、その場合特定の商人を協力者として参加させるのが普通であった。加賀藩では藩士村井長窮が産物方主附に任ぜられ、縮・木綿・絹木綿・紬・絹などの農村手工業、陶器（金沢）・椀（魚津）などの都市工業及び漁村の網の仕入などに対し産物銀の貸与が行なわれ、その発展がはかられた。しかしこの政策も、その対象となった領内産業の未成熟と産物銀の貸与額に限度額があつたことなどから不成功に終わり、天明五年（一七八五）前藩主重教の「院政」の開始とともに産物方は廃止された。

村井にかわって登場した富田彦左衛門・池田権左衛門らは、新開・手上（収穫の見積をひき上げる）こと）・変地起替（不毛地や畑地

を田に地目変換すること）などの督励や、桑畑よりの年貢増徴などの米穀第一主義の政策を復活させ、その上徳政（領内借銀の棒引き）までも実施した。しかし翌年の重教の死によって富田・池田らが逮捕されるにいたり、この反動的な政策もその目的を実現することはできなかつた。

以上が宝暦期（一七五〇年代）から寛政期（一七九〇年代）にいたるまでの藩財政の概略であるが、寛政期の藩財政は元禄期に比べて遙かに苦境に立っていたといえよう。そしてこの寛政期に明倫堂が造営されたのである。

要するに藩財政の窮乏は、領内に商品経済の発展がありながら、しかもそれにみ合った産業政策が進まず、藩財政はいつまでも年貢米を基礎とする米穀第一主義を脱却できなかったからである。しかも商品経済の発展の結果として、士・庶の生活が奢侈に流れ、歌舞伎・踊・遊興・博突が流行し、社会全般の風俗のゆるみが顕著になつてくる点は、地方都市といえども例外ではない。このような傾向の庶民の間に滲透することを防ぐために、延宝六年（一六七八）には「村方（町方）二日読」が下附されていた。これは、幕府の慶安の御触書と同様、年貢収納第一とそのための農民教化をめざして、その生活を厳しく規制する八二か条からなるもので、村肝煎（町年寄）が毎月二日づつ百姓・頭振・下人などを集めて、これを読んで聞かせたことから二日読と呼ばれたのである。

さて二日読が町在のものに對する教化をめざしていたとすれば、藩士や十村を教化する役割をもって創設されたのが明倫堂である、と考えられる。ここでは、藩士を対象にして儒学（朱子学）を講釈し、身分制イデオロギーを強化して士気の興揚をはかり、藩の危機を克服することがめざされていたのである。したがって明倫堂創立の当初は、幕末期の場合のように特定の人材の育成を学校に求めるというよりは、五倫道徳に向つて、文字通り四民を教導し教化する

ことがそのねらいであつた。寛政期に明倫堂が造営されたのは、この時期に藩財政の窮乏化が一段と深まり、社会全般の風俗のゆるみが顕著になり、藩首脳にとつては、その危機を克服するために、右のような教化政策とその中心機関の必要が強く感じられたからにほかならない。

注1 前田綱紀の治績については若林喜三郎 前田綱紀（吉川弘文館 一

九六一）によつた。

2 金沢市史学事編第一 一一―一二頁

3 同 九―一〇頁

4 加賀藩史料第一〇編二二八頁

5 同 三一―一頁

6 加賀藩家臣団の身分制については石川県史第三編一一―一頁及び若林

喜三郎前掲書六一―七一頁参照

7 加賀藩史料第一〇編三四六―三四八頁

8 同 三四―三四三頁

9 この全文はつぎの通りである。

時 間 割 覚

一、掛役人は、替々毎日両学校へ罷出可申候

一、諸生無之候とも、習字之者、朝五時過より八時頃迄毎日罷出可申候

一、講日は一ヶ月六日に相極、講釈可仕候、但聽聞人諸士並歩並迄一切

町在之一切と朝夕に分け、罷出可申候

一、和学・天文・歴史・算法等之稽古のため、一ヶ月日教六日程相定、

時間割を分ち、右等之稽古可仕候

一、医学并本草之稽古のため、毎日両日程日を極置可申候、但右二ヶ

日必罷出可申候、儒学之助教・読師等可為之休日候、学頭は講

日必罷出可申候、諸生等一通り之稽古之分は、折々出座引可仕候

一、読師は朝五時出座、退出は稽古之人数に従ひ可申候

一、学頭・助教は四時より出座可仕候、退出は講述等に従ひ遅速可

有之候

一、毎月六日程課日を相極置、歴史之会読、且詩文章之類を相勸、是を

以才学之す、みを相試可申候事

一、助教・読師は教育之根本に候間、於学校之作法且又常々行状急度

相心得可申候

右之通被仰出候条可被得其意候事

寛政四千子十六月

- 10 石川謙 学校の発達(岩崎書店 一九五二) 一七三—一七七頁参照
 11 日本教育史資料第二冊八八—八九頁
 12 加賀藩史料第一〇編三一—三二頁
 13 石川謙 前掲書一六三頁
 14 以下の加賀藩財政に関する記述は若林喜三郎 錢屋五兵衛(創元社 一九五七)によった。

二、享和期及び文政期の学制改革

(一) 享和期の学制改革

第一二代藩主前田齊広なりなが(天明二年(一七八二)—文政七年(一八二四))は、家督を相続すると間もなく、享和二年(一八〇二)一月には諸頭に対し、同年一二月には人持組に対し、それぞれ「参会遊芸」など奢侈の生活を慎み、「文武之心懸」を大切にすべきことを戒めている。翌三年正月には諸士に対し、「かけの諸勝負」「かこひ女」などの禁止、その他慶弔・所持品などに関する一か条を示して奢侈を戒めた。同時に諸士・町人及び百姓の服装に関し禁止事項八か条を示している。さらに閏正月には諸頭に対し、「文武之道を慢り」「奢侈之風儀」に移り、「無用之参会過酒いたし候者」のあることは「沙汰之限り不心得之至」であるとし、嚴重に慎むべきことを諭している。

これらのあいつく教諭は、明倫堂の教化活動をいはば補強する意味を持っていたのであるが、これら一連の教諭の直後に明倫堂の学制改革が行なわれるのである。すなわち享和三年(一八〇三)四月、齊広は諸士に対し、つぎのような明倫堂改革の方針を示して勸学を督励した。

定(一)

学文之本意は、書物之理に通達し、聖人之遺訓を法則として、五倫之道を守り、分限に應じ都而有用之儀を可致修業之儀、いつしか本意を遺却し、儒行之者は博識を事とする而巳に而、世事を外にし、御国家之用をなし候

儀曾而無之候。以来は於学校有用之儀を可修行ため、別に討論之席を設、識之多少によらず実志輩は此席へ入、有用之義を論じ、学頭等与是非を弁じ、事理を論し、行状を責可致導候。若私之意地を立、会得致し兼候族有之節者、可達御聴候。理非に依可被為及御裁断候。且又講義・会読等者勿論、習学之書生たり共、右之趣意を合可致教諭儀尤候事。
 右之通可申渡被仰出者也

享和三年四月

これによるとこれまでの明倫堂の学内は、その本意である「五倫之道を守り、分限に應じ都而有用之儀を可致修業之儀」を忘れ、ただ博識を誇っているだけで、「御国家」(加賀藩を指す筆者)の役には少しも立っていない。そこで今後学校では「有用之儀」を修業するため、新たに討論の席を設けるので、知識の多少にかかわらずこれに出席し、学頭らと「有用之儀」を論じ教導を受けよというわけである。

享和三年といえは明倫堂が開かれてから一一年目である。およそ一〇年にして、明倫堂の教学はその軌道を修正しなければならなかったのである。前述したように朱子学を奉ずる明倫堂では、その方法として講釈が中心であり、会読や討論はあまり重視されなかった。そのためとはいきれないであろうが、とにかく開校以来一〇年間の教学は、藩にとって「有用之義」を教導し、有用の士を養成するまでにはいたらなかったのである。つまり儒学の講釈によって身分制イデオロギーを強化するだけではあまり国家の役には立たないというわけである。そこには、これまでの藩士の朱子学的教養という目的を一步進めて、藩にとって有用の士すなわち人材の育成をめざすという、明倫堂の教学方針における明らかな変化がみられるのである。

このような方針の変化は、必然的に未成年者に対する教育に注意を向けることになる。こうして「習学之書生たり共、右之趣意を合可致教諭儀尤候事」として、未成年者に対する教育が次第に重視さ

れてくるのである。
さてこうした方針のもとに改められた学習の日割はつぎの通りである。

- 三 日 夕八時より 論語集註 人持・頭分子弟共、御大小将六組子弟共、御大小将御用番支配之人々子弟共。
- 八 日 同 孟子集註 御馬廻十二組子弟共、右御用番支配之人々子弟共。
- 十三日 同 小 学 定番御馬廻八組子弟共、組外四組子弟共、右御用番支配之人々子弟共、寺社奉行支配平士子弟共、御射手御異風子弟共。
- 十八日 同 論語集註 町同心・火矢御用・御厩方・新番組・御歩小頭・三十人頭・御医者・御茶堂頭・坊主頭・同並・新番組御歩子弟共。
- 二十三日 同 孟子集註 与力・御大工・御鷹匠・六組御歩・右人々子弟共。
- 二十六日 同 小 学 定番御歩・御鷹役等・御歩並・御算用者・御料理人・御細工者・町奉行支配・町下代・御細工人等、右人々子弟共。
- 二十八日 同 孝 經 足輕・坊主・小者子弟共、町在之者。
- 一、御近習之面々者毎月三日・八日講日出座。
- 一、人持以下毎月二十八日之外、講日不時出座勝手次第之事。
- 一、陪臣之分毎月二十八日之講日不時出座之事。
- 四月より八月迄朝五時より四時迄、九月より三月迄朝五半時より四半時迄。
- 毎朝習学 但佳節・朔望除之。
- 六・六朝四時より二・七夕八時より

生徒会誌

一〇

- 二日、六日、七日、十二日、十六日、十七日、二十二日、二十六日、二十七日 朝四時より 会 読
 - 四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日 朝八時より 易 学
 - 二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日 夕八時より 討 論
 - 十日 助教読師勤学
 - 二十五日 生徒勤学
 - 三日 朝四時より 算学 宮井柳之助・馬淵源之丞
 - 四日 夕八時より 医学 和田耕蔵
 - 五日 夕八時より 算学 和田耕蔵
 - 六日 夕八時より 礼法 昼九時より中島瀬太夫・飯山紹左衛門 夕八時より渡辺喜内
 - 十一日 夕八時より 医学 宮井柳之助・馬淵源之丞
 - 十四日 夕八時より 和学 和田耕蔵
 - 十七日 朝四時より 算学 和田耕蔵
 - 十九日 夕八時より 算学 和田耕蔵
 - 二十日 夕八時より 礼法 和田耕蔵
 - 二十四日 夕八時より 医学 和田耕蔵
 - 二十九日 同 和田耕蔵
- この稽古制を開校当初のもの比べて第一に目につくことは、儒学の講席が、さきには一講日に朝・夕二回合せて一回開かれていたのに対し、今度は一講日に一回合せて七回開かれるだけであるという点である。そのかわり、人持以下陪臣にいたるまで、それぞれ割り当てられた講席以外の講席へも出席できることになっている。このことは講日の出席に関し、身分的制限がいくらか緩和されたことを意味する。それにしても易学については、講日を六回に増加させてしかも出席者を指定してないのはなぜであろうか。あるいは易学については他の経書とは異なり、生徒（素読終了者）を対象にして、長期の計画にもとづく教科書教授が行なわれたのかも知れない。

つぎに講席が減らされたかわりに会読・討論が大幅に増加している。さきには課目は四・九の日、すなわち月にして六回であったのが、今度は会読九回と討論六回、合せて一五回となっている。しかもこの会読・討論には出席上の身分的制限が無いようである。なお文化元年（一八〇四）六月には、「有用之義」を修行すべきはずの討論において、依然として「古語之内、古への事蹟」など当面の問題に關係の無いことばかりやりとりされているという理由で、助教に限って討論を廃止して対策を講ずることにした。続いて翌二年二月には読師の討論を廃止したので、結局生徒にのみ討論の席が残されることになった。

つぎに儒学以外の学科では算学・医学・礼法に重点をおいてその稽古日を増加し、かわって律令・天文・歴史が無くなり、三・八の日の午前と午後にあった和学の稽古日はたったの一回に減らされている。なお医学については文化四年（一八〇七）三月「於学校医学稽古三日之内日本艸之会読被仰付、十一日は書生致論読講、無泥詰問有之可然旨」達せられ、稽古日三日のうち一日は会読となっている。

以上は「有用之義」を重視した改革方針のあらわれである。それにしても「有用之義」を重視するのであれば、歴史における治乱興亡の原理を実証的に究明する歴史科や律令や詩文を内容とする形政科を採用しないのはなぜであろうか。なお享和三年七月、儒学以外の学科の稽古日に陪臣の出席することを禁止したが、文化五年（一八〇八）九月、従前通り陪臣の「習学会読日に出席勝手次第」となった。

つぎに未成年者についてはまず月九回の生徒会読を用意している。またさきには五・十（二五日を除く）及び一・六の日が「習学」（素読）となっていたのを、今度は「毎朝習学」（佳節・一日一五日を除く）となっている。ただし日本教育史資料第二冊ではこ

の「習学」が「習字」となっている。金沢市史学事編もそのように扱っている。この違いは大きい、いずれにせよ初学者の学習課程が重視されている点ではかわりがない。以上の諸点はさきにも触れたように、この学制改革が未成年者教育を重視しはじめている点のあらわれである。やがて学校における素読生の行儀作法や学習上の心得が注意されるようになり、文化三年（一八〇六）四月つぎのような素読生に関する規程が制定された。

論読書生条々⁽¹²⁾

三日 十三日 廿三日

右毎月於学校、辰之上刻より午の下刻迄、四書五経温習候事。

一、学校罷出候而無用之咄合等不仕、尤稽古相済候者直に退出可仕事。

一、辞儀挨拶之儀者、節義之第一に候間、疎略之振舞無之、進退宜敷相心得可申事。

一、溜列居之儀、猥りに着座不仕、帳順を以主付名前懸札之下に作法能着座可仕事。

一、稽古相初り候而は、別而猥りに立ちさきわき申間敷事。

一、稽古之席に而は右之方に着座仕、句読相授り候者左之方に着座候而、尚更誦読仕候而相済候者退出可仕事。

一、不審之儀師長にならひ受候節は、進退宜敷教を受可申事。

一、都而毎部読了之後、前書失忘無之哉試可申候。若失忘多く候者、立帰り温習いたし可申候。後書へ移候儀任指図可申事。

一、他人之長短過惡を論じ、或は出座之前後争ひ申間敷事。

一、誦読之法徐緩にして、声音響亮に、伊吾無之様心懸可申事。

一、素読は学問之階梯に候間、素読一通り相済候者、義理之会得を心懸、会読等之席へ罷出可申事。

寅四月

(二) 文政期の学制改革と教諭政治

第一三代藩主前田齊泰（文化八年（一八一二）—明治一七年（一八八四））は文政五年（一八二二）家督を相続したが、その翌年三

月明倫堂の講日その他の日割がつぎのように改められた。

毎月講日等之日割⁽¹³⁾

- 二 日 朝講日五半時より
夕 八時より
人持・頭分共
御大小将六組・同御用番支配、右之人々子弟共。但當番等に而指支候人々は、七日朝夕之内不時に可罷出事。
御馬廻六組、子弟共。但朝番等之人々は夕に出可申事。
御馬廻六組・同御用番支配等、右人々子弟共。但昼番等之人々は朝に出可申事。
定番御馬廻子弟共八組、組外四組、同御用番支配、右人々子弟共。但當番等に而指支候はゞ、十七日朝不時に可罷出事。
人持子弟共。
頭分子弟共。
寺社奉行支配、平士、御射手、御異風、町同心、火矢御用、御厩方、新番組御歩小頭、三十人頭、御医者、御茶釜頭、坊主頭、暨諸小頭、同並新番組御歩、右人々子弟共。但當番等に而指支候はゞ、二十二日朝へ不時に可罷出事。
与力、御大工頭、御鷹匠六組、御歩、定番御歩、御鷹役等御歩並、右人々子弟共。但當番等に而指支候はゞ、二十七日朝へ不時に可罷出事。
夕 八時より
人持子弟共。
御算用者、御料理人、御細工者、町奉行支配下代、御細工人等、右人々子弟共。
足輕・坊主・小者子弟共、町在之者。
夕 八時より
五日・十六日・二十五日夕八時より 人持子弟会説。

四・九昼九時より 書生会説。
素説 毎朝。佳節・朔望・二七除之。

- 一、御近習之面々は、毎月二十七日夕之外講日出座勝手次第之事。
一、厄介人学校へ出座不指支人々は、毎月二十二日朝講日不時出座之事。
一、陪臣之分毎月二十七日朝講日不時出座之事。
以上

人持并子弟会説に罷出候人々名書、早速学校へ差出可申候。且右之人々、若氣滯等に而会説飲座之節は、其時々学校へ可及届候事。

- 一、書生四・九之会説に平士之面々等心懸罷出候人々は、前方学校承合罷出可申事。

一、講日組当りに其頭・支配人罷出候儀勝手次第之事。

一、都而学校へ罷出候人々召連候家来、弁門内外腰掛等に而高声等不仕、作法罷在、下馬縮足輕差凶之通相心得候様、主人々々より嚴重可申渡事。

一、人持并子弟共、毎月講日聴聞定日之外、二日宛講積聴聞被仰付候事。

一、頭分右同様一日宛被仰付候事。

一、人持之子弟為勤学、一ヶ月三日会説被仰付候事。但、有祿人も年若猶人々杯心懸次第可罷出事。

一、書生四・九之会説之日、平士之面々、并頭分之子弟、平士子弟共罷出、勤学仕候儀勝手次第之事。但、是迄も本文之通に候得共、此度猶又被仰出候。(下略)

この改革の方針はとくに示されていないが、この「日割」から読みとれることはつぎの諸点である。まず講席をほぼ寛政期のものに戻して一講日午前午後之二回、合せて一二回を増加している。そのうち人持・頭分及びその子弟だけに当てられた講席が四回ある。享和期の日割表では、講席が七回で、しかも人持・頭分及びその子弟だけの講席は一つも無いから、結局今度ふえた分の講席は全部人持・頭分及びその子弟に当てられていることになる。しかもその上に、人持及び子弟はこの定日のほかに毎月二日宛、頭分は同じく一日宛講積を聴聞すべきことを命じられているのである。

つぎに会誌についてみると、享和期には生徒会誌と一般の会誌がそれぞれ月九回あったのを、今度は月三回の人持の子弟会誌と月六回の書生会誌に改められ、後者の会誌には平士とその子弟が自由に出席できることになっている。討論は前述のごとく助教、読師と逐次廃止されてきたが、今度は討論も対策も全廃されている。

なお今度の「日割」では、和学・算学・医学などの諸学科の稽古日についてはまったく触れていないが、これは、これらの諸学科が廃止されたということではなく、従来のままとという意味であろう。

以上要するに文政期の学政改革は、方法の面では講書（講釈）を重視して会誌の回数を減じたこと、及び対象の面で上層藩士である人持・頭分及びその子弟の教育を重視しており、素読など初等教育に関しては特別の変化はみられない。

ではなぜこのように上層藩士及びその子弟の教育がとくに重視されたのであろうか。この点を理解するためには、文化・文政期の藩財政と教諭政治の動向について理解しておく必要がある。

第一二代藩主齊広のとき、文化二年（一八〇五）の夏、経世家海保青陵が金沢にきて翌三年秋京都へ帰ったが、その間数回の講演を行ないまた藩士に書を送ってこれを指導した。青陵は、「国を富ますが治国の始まりなり」（海保儀手書）と主張し、国を富ますとは他国の金を吸いとることだと教えた。そして当面の具体策として大阪商人からの借銀の整理と国産奨励とが急務であると説いた。

さきの安永期の産物方主附であった村井長翁の子長世は、青陵経済学の心酔者であった。そして文化一〇年（一八一三）産物方が再興されると、この村井長世が主附に任ぜられたのである。今度の産物方では、株仲間の結成による運上銀の増徴と七尾酒の販路を江戸に求めるといふ二つの方策がとられた。しかし運上銀の増徴をはかるこの政策は生産者の利害と衝突し、その強い反対にあって翌一年六月産物方を再び中絶してしまった。

ついで文政元年（一八一八）八月三たび産物方が開始され、村井長世が再びその主附に任ぜられた。このさいも産物銀の貸与による国産奨励と江戸への販路開拓政策が強くおし進められた。藩は、金沢の宮腰屋甚六や高岡の井林屋清右衛門などの御用商人を産物方御用主附に任じ、彼らの手を経て越中の布・木綿・鉄製品、小松の絹・釘、金沢の菅笠などを江戸へ送った。こうして産物方政策はいくらかの進展をみせようとしていたが、もともと商品生産の遅れている加賀藩では地主¹¹在郷商人の成長が未熟であったため、その十分な発展をみないうちに第一三代藩主齊泰のもと奥村栄実^{ひてさね}による反動的な天保の改革を迎えるのである。

このように加賀藩では、治脩の安永七年（一七七八）以来五〇年間にわたって産物方の設置とその廃止をくりかえしてきたが、その背後にはつねに保守的な米穀第一主義の政策が一貫していた。齊広の文化八年（一八一二）に布告された改作法復古^{くわふこ}はその好例である。これは、村々の田畠の再調査や免（年貢米を課する率）の詮議などにより租税の増徴をはかり、他面で諸費の節約を励行するといふものであったが、十村がこれに積極的に協力しなかつたため不成功に終わっている。

このような保守的米穀第一主義が、商品経済の発展という歴史の動向に逆行するものであることはいうまでもない。その矛盾と弱点を補強するものとしてとられたのが、享和以来の齊広のいわゆる教諭政治であった。文化期に入っても齊広の士・庶に対する教諭は頻繁に行なわれている。すなわちまず文化元年（一八〇四）三月には家老に命じてとくに年寄の風儀について監視させている。¹⁵続いて同三年一二月には町在の者に賭博及び類似の行為を禁止する旨を布令¹⁶し、同四年正月には諸士の風俗を正し、文武の心懸を厚くするように教諭している。¹⁷

さらに文政期に入ると、文政二年（一八一九）三月、加賀・能登

・越中の十村二十八人を「勤方不屈」の故をもって入牢を命じ、六月そのうち一人人を能登島に流したが、その間六人は牢死し、一人は流島中死亡している。同三年八月には、五か年間の節約を実施することとし、そのために、子女が流行を追って琴・三味線の稽古をすることなどをやめて読書・裁縫に専念すること、家作・飲食・衣服・器物など分相応にして奢侈に流れないこと、その他諸士の風儀を正すために必要な事項を詳しく示している。⁽¹⁹⁾

では当時の識者にとって、以上のような藩財政の行詰りと藩士の風俗のゆるみはどこからきていると考えられたのだろうか。その点について、藩士富田景周は、文政三年一二月提出した長文の建言書⁽²⁰⁾のなかで、藩主を補佐すべき上士の責任をつぎのように厳しく追究している。

（上略）人持之人々は勿論、諸頭の人々とも当時いづれも不学至極にて、聖道の意味の深長なるを窺ひ知らずゆゑ、御政務の本はいかなるものとも弁へ不申鉢に御座候。偶才智の者も聖王賢臣の仕かたを規矩とも致さず、只自分の瑣細者かなる小見を以て、今日指懸り御財用は小利を目にかける候事のみにて、（中略）只百姓は年貢を盗み候様に察し、少々にても作物の利得あらば為上候様に辛くあつかふを手がらと存る輩、十人に八・九人御座候。（下略）

（上略）然るに相公様御時代より、諸士の為の難有学校被為建置、厚き御教育之恩召之所、右御意気通りを御家中之人々等閑に奉存、諸役をはじめ学校出座相学候者、諸士を数へ十ヶ一も無之鉢に承り候。夫を格別の御咎も無之故、弥懈怠候を常に仕候。何れも左のみ恐候鉢も無御座候。夫故自から無学文盲を求め、通鑑一部見通候者さへ無之体候へば、この輩のうちより多くは被仰付候役人故、元より和漢古今々々政奇政の行はれし其所以をも尋ず、繩墨なしに家を作ることく、只おのれが見る所をみて当座の利に味み、前に記候様なる御仁化の御治体は迂遠にして、中々今の世態には埒あかず（下略）

（上略）されば人持組は高知にて人望も自然と可有之間、先づ人持の分二

・三年も御教育御仕立被仰付、其内に学問に志厚く、聖賢の道によりて義理を明らめ、之を能其身に行ひて、忠義は勿論、親に孝行に兄弟にしたしく交り、友に信ありて身持よく、人々信じて世のそしりなき者を、能々御穿鑿の上御取挙げ、小瑕は御見捨被遊、右の御政務の助けに先御置被為遊候はゞ、事整ひ可申与奉存候。（下略）

このように富田は、藩政の困窮に対する人持組や諸頭の責任を鋭く指摘し、これを解決するために彼らを教育して学問に導き、五倫の道の実践にすぐれたものを登用すべきことを強く進言しているのである。もちろんこうした保守的観念的な儒学主義で藩の困窮を救えるとは考えられないが、それはともかくとして、上士層の「不学」と風俗のゆるみは、彼が重ねて指摘している通り事実であったであろう。

そしてその事実に対し、齊広は遂にその怒りを爆発させた。文政五年（一八二二年）一〇月、博突^{ばつと}その他の不行状の故をもって、一色源右衛門、堀与一右衛門、大脇六右衛門らを流刑に処し、その他多数の藩士を閉門の処分^{しんぶん}に付した。さきの十村の処分やこれら藩士の処分は、齊広の儒学的理想主義に立つ教諭政治の挫折を意味した。しかし齊広はなおも教諭を続け、右の藩士の処分の発表と同時に馬廻頭・小将頭など頭役たるものの「心得」を教諭し、翌六年一二月にも家中の風俗改善に関する条項を老臣に示し、さらに文政七年正月人持組の士を召出して教諭を与えている。そしてこの年教諭局を設けて政務機関としたが間も無く齊広が病没したので廃止された。

さて文政六年の学制改革は、このような教諭政治の展開の過程で、前記の藩士の処分の行なわれた翌年に行なわれたのである。その内容は前述のごとく、人持・頭分及びその子弟の教育を重視したものであった。人持組を厳しく批判した富田景周の建言書が、どの程度齊広を動かしたか、この学制改革につながったかは不明であるが、しかし無関係ではなさそうである。また藩士処分と同時に示され

た、前述の頭分の「心得」の冒頭に「今般人多に咎申付候事に付云々」とあるように、この「心得」は藩士処分問題についての馬廻頭や小將頭の監督不行届を厳しく戒めたものであった。してみると藩士処分の一件が、富田の指摘したような人持・頭分の教育の問題につながっていくこともほほ推測しうるところである。

藩士や庶民を儒学の教をもって諭し導いていこうとして導ききれず、権力をもって藩士や十村を処断しなければならなかったのは、明らかに暴力を否定する道徳的理想主義の矛盾であり敗北であった。そしてこの矛盾はいうまでもなく幕藩体制そのものが生み出したものであったが、齊広は、その理想主義を捨てきれず、人持・頭分の儒教的再教育によって何とか解決しようと試みたに違いない。文政期の明倫堂の学制改革が、人持・頭分とその子弟の教育を中心としなければならなかったのはそのためである。

註1 加賀藩史料第一編一七〇頁及び一八九頁

- 2 同 一九四頁
- 3 同 一九七頁
- 4 同 二〇六―二〇八頁
- 5 同 二三四頁、なお同年七月にはこの「定」とまったく同じ趣旨のつぎのような触が出されている。
寛政四年以来、学校被建置候得共、学問執行方不宜故、書を読み物を覚候事而已に而、孝悌忠信の道を励み、多務有用之儀を相覚ひ、人品執行致候義、尊而無之、学問之詮無之候に付、此度御改、於学校都而有用之学問執行可仕候、諸士以上之儀は、別而聖賢之道を学、道理を弁、私之意地を離れ、宜成立相応之御用可勤心懸等、肝要之事に候、且諸士之内学才有之人々は、追々助教・読師等被仰付候、子弟之儀も、御選舉之上、助教・読師可被仰付候得とも、其余は先生徒に被仰付置、仁義有用之学問、修業可仕事（武学校に關する部分を略す）
享和三癸亥七月
加賀藩史料第一編二六七―二六八頁）
- 6 同 二五一―二五二頁
- 7 同 三八四―三八五頁
- 8 同 四四一頁
- 9 同 六〇七頁
- 10 同 二七一―二七二頁

- 11 同 七五一―七五二頁
- 12 同 五三八―五三九頁
- 13 同 第一三編二九八―三〇一頁
- 14 同 第一二編六一―六二頁
- 15 同 第一編三五五頁
- 16 同 五八五頁
- 17 同 五九五―五九六頁
- 18 同 第一二編八〇九―八一三頁及び八六一―八六三頁
- 19 同 九四四―九五四頁
- 20 同 九九八―一〇一二頁
- 21 同 第一三編一九一―一九五頁
- 22 同 二〇八―二一一頁
- 23 同 三七五―三八一頁
- 24 同 三八七―三八八頁

本研究は昭和四五年度文部省科学研究費による研究の一部である。

* 昭和四十六年九月十六日受理

(一九七一・八・二五)

A study on the reformation of the feudal school
"Meirindo" of feudary Kaga (I)

Shukichi KOMATSU

In this article, we make clear the tendency of liberation of education from the feudal and discriminatory system, in the later years of the Tokugawa Period.